令和6年5月

狛江市議会第2回定例会提出議案

2 東京都狛江市

提 出 議 案

			% -
1	議案第30号	令和6年度狛江市一般会計補正予算(第1号)	-3-
2	議案第31号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	-14-
3	議案第32号	消防ポンプ車の購入	-19-
4	同意第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	-20-

議案第 30 号

令和6年度狛江市一般会計補正予算(第1号)

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年5月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第30号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度狛江市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度狛江市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ33,993,633千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 2 9 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歲入歲出予算補正

歳 入

			款					項			補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計 (千円)
15.	玉	庫	支	出	金						6, 364, 084	3, 962	6, 368, 046
						2. 国	庫	補	助	金	1, 302, 953	3, 962	1, 306, 915
16.	都	支		出	金						5, 986, 643	53, 620	6, 040, 263
						2. 都	補		助	金	3, 930, 051	53, 620	3, 983, 671
20.	繰		越		金						100, 000	16, 051	116, 051
						1. 繰		越		金	100, 000	16, 051	116, 051
	歳			入		(<u>}</u>		=	†	33, 920, 000	73, 633	33, 993, 633

歳出

	款				項			補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計 (千円)
2. 総	務	費						3, 559, 521	11, 875	3, 571, 396
			1. 総	務	管	理	費	2, 851, 721	3,000	2, 854, 721
			3. 戸	籍住	民 基	本 台	帳 費	239, 396	8, 875	248, 271
3. 民	生	費						17, 985, 463	22, 553	18, 008, 016
			2. 児	童	福	祉	費	8, 286, 538	22, 553	8, 309, 091
4. 衛	生	費						2, 631, 079	3, 651	2, 634, 730
			1. 保	健	衛	生	費	1, 095, 548	3, 651	1, 099, 199
10. 教	育	費						4, 055, 036	35, 554	4, 090, 590
			2. 小		学	校	費	1, 012, 602	589	1, 013, 191
			3. 中		学	校	費	628, 222	61	628, 283
			4. 幼	児	教	育	費	441, 983	34, 904	476, 887
歳	ļ	出		合			計	33, 920, 000	73, 633	33, 993, 633

狛 江 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第1号)

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括

(歳 入)

	款	Ž		補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 国	庫	支 出	<u></u> 金	6, 364, 084	千円 3, 962	^{手円} 6, 368, 046
16. 都	支	Щ	金	5, 986, 643	53, 620	6, 040, 263
20. 繰		越	金	100, 000	16, 051	116, 051
歳	入	合	計	33, 920, 000	73, 633	33, 993, 633

(歳 出)

						補 ī	E 額	の財	源	内訳
	款		補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源
						国 支 出 金	都支出金	地 方 債	その他	/12 // 1//
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総	務	費	3, 559, 521	11, 875	3, 571, 396	2, 662	0	0	0	9, 213
3. 民	生	費	17, 985, 463	22, 553	18, 008, 016	1, 300	14, 941	0	0	6, 312
4. 衛	生	費	2, 631, 079	3, 651	2, 634, 730	0	3, 451	0	0	200
10. 教	育	費	4, 055, 036	35, 554	4, 090, 590	0	35, 228	0	0	326
歳	出合	計	33, 920, 000	73, 633	33, 993, 633	3, 962	53, 620	0	0	16, 051

2. 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

		Н		補正前の額	補 正 額	計		節			. 説 明	
		Н		110 110 110 110	1111 1112 115%	н	区	分	金	額	7,1	
	_		_	千円	千円	千円				千円		千円
1.	総	務	費	509, 361	2, 662	512, 023	1. 総 オ	答管理費		2,662	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
	玉	庫補	助金				補	助 金				
2.	民	生	費	503, 517	1,300	504, 817	4. 児ュ	童福祉費		1, 300	11. 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金	È
	玉	庫補	助金				補	助金				
		計		1, 302, 953	3, 962	1, 306, 915						

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

	E	補正前の額	補 正 額	計			節			説	明
	H	111111111111111111111111111111111111111	1111 1112	111		区	分	金	額	N.C.	71
		千円	千円	千円					千円		千円
2.	民生費都補助金	1, 729, 414	14, 941	1, 744, 355	6.	児童	福祉費		14,941	6. 認証保育所運営費補助金	5, 011
						補	助金			33. 保育所等における安全対策支援事業補助金	9, 930
3.	衛生費都補助金	108, 096	3, 451	111, 547	1.	保 健	衛生費		3, 451	13. 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金	
						補	助 金				
7.	教育費都補助金	381, 099	35, 228	416, 327	1.	教育	総務費		324	18. 公立学校給食費負担軽減補助金	
						補	助金				
					2.	幼児	教育費		34, 904	3. 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	
						補	助 金				
	計	3, 930, 051	53, 620	3, 983, 671							

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

	Ħ		補正前の額	補 正 額	計		節			清说	眀
			111111111111111111111111111111111111111	1111	н	区	分	金	額		,,
			千円	千円	千円				千円		千円
. 繰	越	金	100,000	16,051	116, 051	1. 繰	越金		16, 051	1. 前年度繰越金	
	計		100,000	16,051	116, 051						

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正 額	の財	源内	訳	節		
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		T	説明
				国支出金	都支出金	地 方 債	その他	/4X X1 1//h	区 分	金額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
11. 諸 費	409, 811	3, 000	412, 811					3, 000			
									18. 負担金、	3,000	5. 住民税非課税世帯等特別給付
								3, 000	補助及び		金 3,000
									交 付 金		〔給付金対策室〕
											負担金、補助及び交付金 3,000
											住民税非課税世帯等特別給
											付金
計	2, 851, 721	3,000	2, 854, 721					3, 000			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

							補	正	額	の		財	源		勺	訳			鎖	j			
	I	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財			源		一般財源						説	明
							国支出金	都	支出金	地	方	債	そ	0	他	/IX /K1 10/K		区	分	金	全 額		
		千円			千円	千円	千円		千円			千円		Ŧ	円	千円					千円		千円
1.	戸籍住民	238, 917		8,	875	247, 792	2, 662									6, 213							
	基本台帳費						2, 662									6, 213	12.	委	託 料		8, 017	2. 一般事務費	8, 875
																	13.	使用	料及び		858	〔市民課〕	
																		賃	借料			委託料	8, 017
																						戸籍システム改	修委託
																							2, 662
																						窓口デジタル化	支援システ
																						ム導入委託	5, 338
																						窓口デジタル化	支援システ
																						ム保守委託	17
																						使用料及び賃借料	858
																						窓口デジタル化	支援システ
																						ム利用料	
	計	239, 396		8,	875	248, 271	2, 662									6, 213							

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

							補	正	額	の	,	財	源		内	訳			節				
目		補正前の額	補	正	額	計	特		定		財			源		一般財源						説	明
							国支出金	都支	え出金	地	方	債	そ	の	他	加又 只 7/5		区	分	金	額		
		千円			千円	千円	千円		千円			千円		-	千円	千円					千円		千円
2. 児童	措置費	4, 090, 484		22,	153	4, 112, 637	1, 100		14,941							6, 112							
							1, 100		14, 941							6, 112	18.	負担	! 金、		22, 153	10. 保育所等児童運営費	22, 153
																		補助	及び			[児童育成課]	
																		交	付 金			負担金、補助及び交付金	22, 153
																						認証保育所運営費補助	1金
																							10, 023
																						保育所等における性被	と 害防
																						止対策に係る設備等支	7援事
																						業補助金	2, 200
																						保育所等における安全	対策
																						支援事業補助金	9, 930
4. 保育	園 費	924, 118			400	924, 518	200									200							
							200									200	17.	備品	購入費		400	3. 保育園維持管理費	400
																						[児童育成課]	
																						備品購入費	400
																						管理用備品	
計	•	8, 286, 538		22,	553	8, 309, 091	1, 300		14, 941							6, 312							·

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

	- 1 11.0011											
				補	正 額	の財	源 内	訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源		<u> </u>	説	明
				国支出金	都支出金	地方債	その他		区 分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2. 予 防 費	326, 966	3, 651	330, 617		3, 451			200				
					3, 451			200	11. 役 務 費	90	1. 予防接種	3, 651
									1. 通 信	90	〔健康推進課〕	
									運 搬 費		役務費	90
									12. 委 託 料	3, 561	通信運搬費	(90)
											郵送料	
											委託料	3, 561

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

					補	正 額	の財	源 内	訳		節			
	目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源					説明
					国支出金	都支出金	地方債	その他	/IX X1 10K	区 5	े ि	金	須	
		千円	千	千円	千円	千円	千円	千円	千円			Ŧ	円	千円
2.														成人用肺炎球菌感染症ワク
														チン接種委託
	計	1, 095, 548	3, 65	1 1,099,199		3, 451			200					

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

				補	正 額	の財	源内	訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		I	説	明
				国支出金	都支出金	地方債	その他		区 分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
5. 学校給食費	502, 142	589	502, 731		294			295				
					294			295	18. 負担金、	589	2. 学校給食費	589
									補助及び		〔学校教育課〕	
									交 付 金		負担金、補助及び交付金	589
											学校給食代替者補助金	
計	1, 012, 602	589	1, 013, 191		294			295				

(項) 3. 中学校費

						補	正 額	の	財	源内	訳		節			
	I	補正前の額	補正	E 額	計	特	定	財		源	一般財源				説	明
						国支出金	都支出金	地方	債	その他			区 分	金額		
		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千日	千円			千円		千円
5.	学校給食費	277, 674		61	277, 735		30				31					
							30				31	18.	負担金、	61	3. 中学校給食費	61
													補助及び		〔学校教育課〕	
													交 付 金		負担金、補助及び交付金	61
															学校給食代替者補助金	
	計	628, 222		61	628, 283		30				31					

(項) 4. 幼児教育費

				補	正 額	の財	源 内	訳	節		
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源			説明
				国支出金	都支出金	地 方 債	その他		区分	金 額	
	千円	手円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1. 幼児教育	441, 983	34, 904	476, 887		34, 904						
振 興 費					34, 904				18. 負担金、	34, 904	1. 私立幼稚園協会等補助 34,904
									補助及び		〔児童育成課〕
									交 付 金		負担金、補助及び交付金 34,904
											多様な他者との関わりの機
											会の創出事業費補助金
計	441, 983	34, 904	476, 887		34, 904						

議案第 31 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 狛江市職員の給料等に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改 正 前
(支給の停止)	(支給の停止)
你10夕00 从0夕日00以路10000000000000000000000000000000000	tr 10夕 の 0 VL の 夕 日 の) 、 以

- **|第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項第18条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項 当)は、支給しない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する 支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を 除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間 に拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止め る処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑 以上の刑に処せられた者

- の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4 の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4 | 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手|| 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手 当)は、支給しない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 基準日前1月以内以内又は基準日から当該基準日に対応 する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる 者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日まで の間に禁錮以上の刑に処せられた者
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止め る処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以 上の刑に処せられた者

改正後

(支給の一時差止め)

- **第18条の3** 市長は、支給日に期末手当を支給することとされて**第18条の3** 市長は、支給日に期末手当を支給することとされて ることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められて いるものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6 編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同 じ。) をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

- 2 (略)
- 当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなけれ」当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなけれ ばならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差」ばならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差 |止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件|| 止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件| |に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが|| に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが| 一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限 りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由と なった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ なかった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

改正前

(支給の一時差止め)

- いた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のい□いた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のい ずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止め、ずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止め ることができる。
 - 在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められてい るものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編 に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同 じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

(略)

- 3 市長は、一時差止処分後について、次の各号のいずれかに該3 市長は、一時差止処分後について、次の各号のいずれかに該 りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由と なった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられな かった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

(狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外)	(失職の例外)
第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。(略)	

(狛江市消防団条例の一部改正)

第3条 狛江市消防団条例(昭和42年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前
(欠格事項)
ができない。
は (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はそ
の執行を受けることがなくなるまでの者
(2) • (3) (略)

(狛江市表彰条例の一部改正)

第4条 狛江市表彰条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(表彰の対象外)	(表彰の対象外)
第8条 表彰すべき事由を有する者が、次の一に該当するときは	第8条 表彰すべき事由を有する者が、次の一に該当するときは
表彰を行わない。	表彰を行わない。
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。	(1) <u>懲役若しくは禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)

改正後	改 正 前

(狛江市まちづくり条例の一部改正)

第5条 狛江市まちづくり条例(平成15年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
	第79条 前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開
発等事業に着手した者については、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万	発等事業に着手した者については、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円
円以下の罰金に処する。	以下の罰金に処する。

(狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第6条 狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
	第20条 第5条第3項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又
又は50万円以下の罰金に処する。	は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と

長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ 又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処 せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せ られた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の狛江市職員の給料等に関する条例第18条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 32 号

消防ポンプ車の購入

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 消防ポンプ車の購入

2 納入場所 発注者が指定する場所

3 契約金額 金 141,900,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,900,000円)

4 契約の方法 指名競争入札

5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階

株式会社モリタ 東京支店

支店長 山北 忠司

令和6年5月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第3号)第3条の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川2丁目
氏名・年齢	太田 美由紀 • 52歳

令和6年5月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため。